

公益財団法人 新潟市国際交流協会 令和4年度 高校生留学支援事業要項
(令和5年・2023年派遣)

- 1 事業名 高校生留学支援事業
- 2 趣旨 次代を担う高校生に、海外で1年間ホームステイをしながら地元の高校に通い、家族やクラスメート、地域の人々との交流を通じて、その国の文化や生活に触れ、相互理解と多文化共生への理解を深めてもらい、日本を担う人材育成を目的とする。
- 3 主催 公益財団法人 新潟市国際交流協会
- 4 事業概要 公益財団法人新潟市国際交流協会は「公益財団法人 AFS 日本協会」(以下、「AFS」という)の派遣プログラム(第70期)により高校生を派遣するため、選考・決定後、奨学金を支給する。
- 5 派遣期間 約1年間
- 6 派遣人数 若干名
- 7 応募資格 次の全ての項目を満たす人
- (1) 保護者が新潟市内に住所を有している人、又は新潟市学校区域内の高校在学、進学予定者
 - (2) 外国において、中学校以上の教育(日本人学校を含む)を1年以上受けたことがない人
 - (3) その他、AFSの留学プログラム参加のための応募資格を全て満たす人
 - (4) 奨学生へ選出された場合、次の活動に参加すること。
 - ①奨学生証授与式
 - ②出発前、帰国後挨拶
 - ③留学体験談の提出と発表
 - ④当協会イベントへの参加(年2~3回程度)
 - ⑤AFS新潟支部の行事参加などを通じて広報活動への参画

✉派遣プログラムに関する問い合わせ先：(公財) AFS 日本協会 新潟支部
E-mail : info-niigata@afs.or.jp

- 8 対象者 AFS から(公財)新潟市国際交流協会に推薦のあったもの
- 9 奨学金 「AFS プログラム参加費」の一部(70万円)を奨学金として支給する。
併給の場合は、1/2を上限に支給する。ただし、プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません。
支給額を超える参加費及びそれ以外の経費(選考手数料、パスポート、査証取得費、国内交通費など)はすべて個人負担とする。
奨学金の申請は、選考試験に通過した方にAFSよりお知らせしますので、AFSを通して、申請してください。
奨学金の受給結果については、当協会より各応募者に連絡をいたします。

***奨学金の支払いについて**

受入れ国による書類審査の合格に伴い AFS から第二次納入金の支払請求が届いた後、すみやかにその「支払請求書の写し」及び奨学金対象決定通知と一緒に送付される「高校生留学支援事業奨学金請求書」を（公財）新潟市国際交流協会宛送付する。奨学金は、指定された保護者又は派遣生名義の口座に振り込まれる。

奨学金受給者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金を全額返還しなければならない。

- (1) 出国予定日当日またはそれ以前に参加プログラムが中止されたとき
- (2) 受入国から査証が発給されず、プログラムに参加できなくなったとき
- (3) 諸条件により参加プログラムから「合格取消」になったとき
- (4) 申込書等、提出した書類が正しく記載されていなかったとき
- (5) 帰国報告会出席など、協会への協力依頼に同意しないとき
- (6) AFS の規定を著しく逸脱したとき
- (7) その他受給資格要件を欠くと協会が判断したとき

1 0 申込みから応募までの手続き AFS ホームページを参照 <https://www.afs.or.jp/>

1 1 その他

当協会ホームページに「高校生留学支援事業実施要綱」が掲載されています。ご参照ください。

【問い合わせ先】

(公財) 新潟市国際交流協会 「高校生留学支援事業」

〒951-8055 新潟市中央区礎町通 3 ノ町 2086 番地 クロスパルにいがた内

電話：025-225-2727 E-mail：kyokai@nief.or.jp

担当 斎藤明子